

令和 3 年 9 月 1 0 日

洞 爺 湖 町 議 会 令 和 3 年 9 月 会 議
議 案

附 議 議 案

議 案 番 号	件 名
同 意 第 6 号	洞爺湖町表彰条例に基づく同意について
報 告 第 6 号	健全化判断比率の報告について
報 告 第 7 号	資金不足比率の報告について
報 告 第 8 号	株式会社グリーンスティ洞爺湖の経営状況の報告について
議案第 1 2 号	洞爺湖町議会議員及び洞爺湖町長の選挙における選挙運動の公費負担 に関する条例の制定について
議案第 1 3 号	洞爺湖町観光情報センター設置条例の制定について
議案第 1 4 号	指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 等の一部改正に伴う関係条例の整理について
議案第 1 5 号	洞爺湖町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正について
議案第 1 6 号	洞爺湖町農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の定数条例の 一部改正について
議案第 1 7 号	西いぶり広域連合規約の一部変更について
議案第 1 8 号	洞爺湖町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について
議案第 1 9 号	工事請負契約の締結について（洞爺湖温泉大通り線舗装工事）
議案第 2 0 号	令和 3 年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第 3 号）
議案第 2 1 号	令和 3 年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 2 2 号	令和 3 年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 2 3 号	令和 3 年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
認 定 第 1 号	令和 2 年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計決算の認定について
認 定 第 2 号	令和 2 年度虻田郡洞爺湖町一般会計決算の認定について

議 案 番 号	件 名
認 定 第 3 号	令和 2 年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計決算の認定について
認 定 第 4 号	令和 2 年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計決算の認定について
認 定 第 5 号	令和 2 年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計決算の認定について
認 定 第 6 号	令和 2 年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計決算の認定について
認 定 第 7 号	令和 2 年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計決算の認定について

同意第6号

洞爺湖町表彰条例に基づく同意について

洞爺湖町表彰条例（平成18年洞爺湖町条例第161号）第3条の規定により、
下記の者を表彰することにつき、議会の同意を求める。

令和3年9月10日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

記

表彰区分	住 所	氏 名	生 年 月 日
功 勞 表 彰	洞爺湖町	吉 田 聡	年 月 日
功 勞 表 彰	洞爺湖町	岩 原 義 美	年 月 日
功 勞 表 彰	洞爺湖町	京 谷 常 美	年 月 日
功 勞 表 彰	洞爺湖町	小 山 忠	年 月 日

報告第6号

健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、令和2年度決算に基づく財政の健全化判断比率を別冊のとおり監査委員の意見を付して報告する。

令和3年9月10日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

(別 紙)

健全化判断比率の状況(令和2年度)

(単位:%)

地方公共団体 コード	都道府県名	市区町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
015849	北海道	洞爺湖町	—	—	10.9	42.1

(単位:%)

標準財政規模 (千円)	うち 臨時財政対策債 発 行 可 能 額	早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
4,252,323	130,806	財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

報告第7号

資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和2年度決算に基づく公営企業会計に係る資金不足比率を別冊のとおり監査委員の意見を付して報告する。

令和3年9月10日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

(別 紙)

資金不足比率の状況(令和2年度)

(単位:%)

地方公共団体 コード	都道府県名	市区町村名	水道事業会計	公共下水道事業特別会計	簡易水道事業特別会計
015849	北海道	洞爺湖町	—	—	—

(単位:%)

標準財政規模 (千円)	うち 臨時財政対策債 発 行 可 能 額	経営健全化基準	20.0	20.0	20.0
4,252,323	130,806				

報告第8号

株式会社グリーンスティ洞爺湖の経営状況の報告について

株式会社グリーンスティ洞爺湖の経営状況を地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、別紙のとおり報告する。

令和3年9月10日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

第 3 1 期 事 業 報 告 に つ い て

自 令和 2 年 4 月 1 日

至 令和 3 年 3 月 3 1 日

1 会社の概要

(1) 主要事業内容

当社の定款に基づく事業内容は、以下のとおりであります。

- 1 キャンプ場の運営
- 2 食料品、酒類、日用雑貨の販売
- 3 飲食店及び喫茶店の経営
- 4 各種催し物の企画、案内及び旅行斡旋業
公共施設等の運営並びに整備に関する受託事業
- 5 その他

(2) 主な事務所

本 社 北海道虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉 1 4 2 番地

キャンプ場 北海道虻田郡洞爺湖町月浦 5 6 番地

(3) 株式の状況

- | | | |
|---|--------------|---------------|
| 1 | 会社が発行する株式の総数 | 1 1 , 9 6 0 株 |
| 2 | 発行済株式総数 | 2 , 9 9 0 株 |
| 3 | 株 主 数 | 1 5 名 |

(4) 取締役及び監査役

代表取締役社長	真 屋 敏 春
取締役	大 西 填 夫
取締役	長谷川 義 郎
取締役	田 仁 孝 志
取締役常務	室 田 米 男
監査役	金 子 建
監査役	傳 正 宏

(5) 従業員の状況

区分	従業員数	平均年齢
男子	2 名	6 9 歳
女子	3 名	6 3 歳
計	5 名	

※上表のほか、臨時職員・男子 3 名＋女子 2 名在籍

2 事業の概要

当期事業の経過と成果

当期は、新型コロナウイルスの感染拡大により、国民にとって、また事業者にとって、がまんの1年となりました。昨年4月-5月の国による「緊急事態宣言」以降、様々な社会活動や経済活動に対して自粛や制限などが求められると道内観光はかつて経験したことのない厳しい状況下におかれ、いまなおその影響が続いています。

昨年、道内キャンプ場の多くがオープンを見合わせる中、当社においても4月-5月を一時休業し6月-10月の5ヶ月153日間の短縮営業といたしました。

営業にあたっては、アルコール消毒、ソーシャルディスタンスの徹底、窓口での感染防止対策、利用制限（7割営業）を実施するなど「新北海道スタイル」の徹底に努めてまいりました。また、現行の利用料金の見直し、利用日集中の平滑化（平日割引の新設）など促進するとともに、コロナ禍における厳しい状況を踏まえ、事業継続への可能性を探りながら「やれることはやる」の1年としてまいりました。

この結果、当期の年間利用者数は13,689人、前年度比90.8%（約1,300人減）にとどまり、5ヶ月営業のうち8月を除く4ヶ月間すべての月において前年度を上回る利用者数となりました。

経営面では、令和2年度の売上総利益は20,126千円、販売及び一般管理費など経費は23,276千円（うち減価償却費3,694千円）となり、いわゆる本業部分では営業損失3,150千円となりました。

なお、当期は営業外収益として雑収入2,364千円（うち持続化給付金200万円）を加算しており、本業+本業外を合わせた決算では、経常損失785千円といたしました。

最後に、既に始まった令和3年度（第32期）の営業につきましても、いまの混乱が1日も早く収束できることを願いつつ、昨年に続き、スタッフ一同お客様とスタッフの安心安全を最優先に努めてまいる所存です。株主様、役員各位におかれましても同様の思いと存じますが、引き続きご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成28年度～令和2年度／月別利用状況

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度
	利用者数	利用者数	利用者数	利用者数	利用者数
4月	245 人	48 人	375 人	749 人	0 人
5月	857 人	1,424 人	764 人	1,456 人	0 人
6月	639 人	529 人	722 人	534 人	1,423 人
7月	3,461 人	3,402 人	2,807 人	2,525 人	3,255 人
8月	6,319 人	6,450 人	6,335 人	6,846 人	5,226 人
9月	1,852 人	1,484 人	1,624 人	2,551 人	2,753 人
10月	600 人	426 人	440 人	415 人	1,032 人
合 計	13,973 人	13,763 人	13,067 人	15,076 人	13,689 人
対前年比	105.88%	98.50%	94.94%	115.37%	90.80%

3 財務関係

期	第31期
項 目	自： 令和 2年 4月 1日 至： 令和 3年 3月31日
営 業 損 失	3, 1 5 0千円
経 常 利 益	7 8 5千円
当 期 利 益	7 8 5千円
当期未処理損失	2 3, 6 6 6千円
1株当り当期損失	7, 9 1 5千円
総 資 産	1 2 6, 2 8 0千円
純 資 産	1 2 5, 8 3 4千円
1株当り純資産	4 2, 0 8 5千円

計 算 書 類 決 定 の 件 に つ い て

(第 3 1 期)

自 : 令 和 2 年 4 月 1 日

至 : 令 和 3 年 3 月 31 日

貸 借 対 照 表

令和3年3月31日現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	円		円
【流 動 資 産】	【 63,470,947 】	【流 動 負 債】	【 446,620 】
現金及び預金	63,317,558	預 り 金	6,420
商 品	148,489	未 払 消 費 税	440,200
前 払 費 用	4,900		
【固 定 資 産】	【 62,809,960 】		
(有形固定資産)	(29,238,380)	負 債 の 部 合 計	446,620
建 物	24,187,593	純 資 産 の 部	
建物付属設備	4,450,633		
構 築 物	209,613	【株 主 資 本】	【 125,834,287 】
機 械 装 置	300,340	(資 本 金)	(149,500,000)
車 両 運 搬 具	1	資 本 金	149,500,000
一括償却資産	90,200	(利 益 剰 余 金)	(△23,665,713)
(無形固定資産)	(33,518,500)	繰越利益剰余金	△23,665,713)
借 地 権	33,518,500		
(投資その他の資産)	(53,080)		
出 資 金	50,000		
預 託 金	3,080	純 資 産 の 部 合 計	125,834,287
資 産 の 部 合 計	126,280,907	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	126,280,907

損 益 計 算 書

自 令和 2年 4月 1日
至 令和 3年 3月31日

科 目	金 額	円
【純 売 上 高】		
キャンプ利用料収入	13,423,420	
売 店 収 入	1,826,290	
レ ン タ ル 売 上	795,111	
委 託 運 営 収 入	4,966,100	
ゴ ミ 処 理 手 数 料	568,800	21,579,721
【売 上 原 価】		
期 首 棚 卸 高	116,174	
商 品 仕 入 高	1,485,642	
合 計	(1,601,816)	
期 末 棚 卸 高	148,489	1,453,327
売 上 総 利 益		(20,126,394)
【販売費及び一般管理費】		23,276,353
営 業 損 失		(3,149,959)
【営 業 外 収 益】		
受 取 利 息	5,281	
雑 収 入	2,358,816	2,364,097
経 常 損 失		(785,862)
税引前当期純損失		(785,862)
当 期 純 損 失		(785,862)

販 売 費 及 び 一 般 管 理 費

自 令和 2年 4月 1日
至 令和 3年 3月31日

科 目					金 額	
						円
広 告 宣 伝 費					96,000	
給 与 手 当					6,555,372	
賞 与 給 付					200,000	
雑 費					2,817,435	
法 定 福 利 費					726,449	
厚 生 費					135,341	
減 価 償 却 費					3,693,978	
修 繕 費					164,560	
事 務 用 品 費					59,855	
水 道 光 熱 費					1,081,213	
租 税 公 課					2,623,721	
交 際 接 待 費					125,089	
保 険 料					222,310	
通 信 費					139,251	
諸 会 費					130,400	
車 輦 費					152,726	
地 代 家 賃					1,200,000	
会 議 費					49,500	
園 地 管 理 費					1,721,174	
雑 費					1,381,979	
販売費及び一般管理費					(	23,276,353)

株主資本等変動計算書

自 令和 2年 4月 1日
至 令和 3年 3月31日

(単位 円)

株主資本			
資本金	当期首残高及び当期末残高		149,500,000
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金	当期首残高		△22,879,851
	当期変動額	当期純損益金	△785,862
	当期末残高		△23,665,713
利益剰余金	当期首残高		△22,879,851
	当期変動額		△785,862
	当期末残高		△23,665,713
株主資本	当期首残高		126,620,149
	当期変動額		△785,862
	当期末残高		125,834,287
純資産の部	当期首残高		126,620,149
	当期変動額		△785,862
	当期末残高		125,834,287

議案第12号

洞爺湖町議会議員及び洞爺湖町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について

洞爺湖町議会議員及び洞爺湖町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を次のように定める。

令和3年9月10日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

洞爺湖町議会議員及び洞爺湖町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、洞爺湖町議会議員及び洞爺湖町長の選挙における法第141条第1項の自動車（以下「選挙運動用自動車」という。）の使用、法第142条第1項第7号のビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）の作成及び法第143条第1項第5号のポスター（以下「選挙運動用ポスター」という。）の作成の公費負担に関し必要な事項を定めるものとする。

(選挙運動用自動車の使用の公費負担)

第2条 洞爺湖町議会議員及び洞爺湖町長の選挙における候補者（以下「候補者」という。）は、64,500円に、その者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日（法第100条第4項の規定により投票を行わないこととなったときは、同条第5項の規定による告示の日。以下同じ。）までの日数を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用自動車を無料で使用することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により町に帰属することとならない場合に限る。

(選挙運動用自動車の使用の契約締結の届出)

第3条 前条の規定の適用を受けようとする者は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営する者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者」という。）その他の者（次条第2号に規定する契約を締結する場合には、当該適用を受けようとする者と生計を一にする親族のうち、当該契約に係る業務を業として行う者以外の者を除く。）との間において選挙運動用自動車の使用に関し有償契約を締結し、洞爺湖町選挙管理委員会（以下「委員会」という。）が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続)

第4条 町は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。

(1) 当該契約が一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（以下「一般運送契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において一般運送契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が64,500円を超える場合には、64,500円）の合計金額

(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額

ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入契約（以下「自動車借入契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が15,800円を超える場合には、15,800円）の合計金額

イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙

運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7, 560円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）

ウ 当該契約が選挙運動用自動車の運転手の雇用に関する契約である場合当該選挙運動用自動車の運転手（同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1人の運転手に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日についてその勤務に対し支払うべき報酬の額（当該報酬の額が12, 500円を超える場合には、12, 500円）の合計金額

（選挙運動用自動車の使用の契約の指定）

第5条 前条の場合において、選挙運動用自動車の使用に関し同一の日につき同条第1号に定める契約と同条第2号に定める契約とのいずれもが締結されているときは、当該日については、これらの号に定める契約のうち当該候補者が指定するいずれか一の号に定める契約のみが締結されているものとみなして、同条の規定を適用する。

（選挙運動用ビラの作成の公費負担）

第6条 候補者は、第8条に定める額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

（選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出）

第7条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者との間において選挙運動用ビラの作成に関し有償契約を締結し、委員会が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

（選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続）

第8条 町は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額

のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が7円51銭を超える場合には、7円51銭）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第7号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。）を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

（選挙運動用ポスターの作成の公費負担）

第9条 候補者は、第11条に定める額の範囲内で、選挙運動用ポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

（選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届出）

第10条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ポスターの作成を業とする者との間において選挙運動用ポスターの作成に関し有償契約を締結し、委員会が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

（選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続）

第11条 町は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、525円6銭に当該選挙におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に70,000円を加えた金額を当該選挙におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。）を超える場合には、当該除して得た金額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

(委任)

第 1 2 条 この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例の規定は、この条例の公布の日以後初めてその期日を告示される選挙から適用する。

議案第 13 号

洞爺湖町観光情報センター設置条例の制定について

洞爺湖町観光情報センター設置条例を次のように定める。

令和 3 年 9 月 10 日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

洞爺湖町観光情報センター設置条例

(設置)

第 1 条 洞爺湖町の地域振興と産業の活性化及び観光交流の拠点として、洞爺湖町観光情報センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
洞爺湖観光情報センター	虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉 1 4 2 番地 1 3 0

(業務)

第 3 条 センターは、次の事業を行う。

- (1) 地域振興のための活動の支援
- (2) 観光情報の発信
- (3) その他センターの設置目的を達成するために必要な事業

(開館時間及び休館日)

第 4 条 センターの開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、町長が特に認めたときは、これを変更し、又は別に休館日を設けることができる。

- (1) 開館時間 午前 9 時から午後 5 時まで
- (2) 休館日 12 月 31 日から 1 月 5 日までの日

(利用の制限)

第 5 条 町長は次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センターの利用をさせないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき

- (2) 施設又は附属設備等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき
- (3) 危険物の持ち込及び他人に迷惑を及ぼす恐れがあると認められるとき
- (4) 施設の管理運営上支障があると認められるとき
- (5) その他町長が適当でないと認めたとき

(損害賠償)

第6条 利用者が、建物、付属設備、備品等を損傷し、若しくは汚損し、又は滅失したときは、これを原状に復するか又は町長の定める損害額を賠償しなければならない。

(目的外利用)

第7条 町長は、建物及び敷地の一部について、その用途又は目的を妨げない範囲内において、目的外に利用することができる。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和3年10月1日から施行する。

議案第14号

指定地域密着型サービス基準等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴う関係条例の整理について

指定地域密着型サービス基準等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和3年9月10日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

指定地域密着型サービス基準等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(洞爺湖町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第1条 洞爺湖町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成25年洞爺湖町条例第9号）の一部を次のように改正する。

目次中「第10章 委任（第203条）」を
「 第10章 委任（第203条）
第11章 雑則（第204条） 」に改める。

第3条に次の2項を加える。

- 4 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 5 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第5条第1号中「定める者」の次に「（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）」を加える。

第6条第2項中「その他」の次に「指定地域密着型サービスの事業の人員、設

備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第3条の4第2項に規定する」を、「介護福祉士等又は」の次に「第1項第4号アの」を加え、「業務に3年以上」を「業務に1年以上（指定地域密着型サービス基準第3条の4第2項ただし書に規定する特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあつては、3年以上）」に改め、同条第5項第1号中「いう。」の次に「第47条第4項第1号及び」を加え、同項第2号中「いう」の次に「。第47条第4項第2号において同じ」を加え、同項第3号中「いう」の次に「。第47条第4項第3号において同じ」を加え、同項第4号中「いう」の次に「。第47条第4項第4号において同じ」を加え、同項第5号中「いう。」の次に「第47条第4項第5号、」を加え、同項第6号中「いう。」の次に「第47条第4項第6号、」を加え、同項第7号中「いう。」の次に「第47条第4項第7号、」を加え、同項第8号中「いう。」の次に「第47条第4項第8号及び」を加え、同条第12項中「第191条第10項」を「第191条第14項」に改める。

第8条第4項中「第7条第1項」を「第47条第1項」に改める。

第14条中「（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。以下「指定居宅介護支援等基準」という。）第13条第9号）」を「（洞爺湖町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例（平成30年洞爺湖町条例第2号。以下「指定居宅介護支援等基準条例」という。）第16条第9号）」に改める。

第25条第3項及び第4項中「第11項」を「第10項」に改める。

第28条中「町長」を「町」に改める。

第31条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第32条第2項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業の一部」を「定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業の一部」に改め、同条に次の1項を加える。

5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範

囲を超えたものにより定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第32条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第32条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第33条に次の1項を加える。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的の実施すること。

第34条に次の1項を加える。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付

け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第39条第1項中「協議会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この項、第59条の17第1項及び第87条において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加え、「3月」を「6月」に改め、同条第4項中「提供する場合には」の次に「、正当な理由がある場合を除き」を加える。

第40条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第40条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的の実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第42条第2項中「2年間」を「5年間」に改め、同項第4号中「第25条第10項」を「第26条第10項」に改める。

第46条第1項中「定める者」の次に「（施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）」を加える。

第47条第1項第1号中「専ら」及び「とする。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、オペレーターは、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。」を削り、同項第2号中「とする。」を削り、同項第3号中

「専ら」及び「とする。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。」を削り、同条２項中「その他」の次に「指定地域密着型サービス基準第６条第２項に規定する」を加え、「３年以上」を「１年以上（特に業務に従事した経験が必要な者として指定地域密着型サービス基準第６条第２項に規定する厚生労働大臣が定めるものにあつては、３年以上）」に改め、同条に次の５項を加える。

- ３ オペレーターは、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。
- ４ 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。
 - (１) 指定短期入所生活介護事業所
 - (２) 指定短期入所療養介護事業所
 - (３) 指定特定施設
 - (４) 指定小規模多機能型居宅介護事業所
 - (５) 指定認知症対応型共同生活介護事業所
 - (６) 指定地域密着型特定施設
 - (７) 指定地域密着型介護老人福祉施設
 - (８) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所
 - (９) 指定介護老人福祉施設
 - (１０) 介護老人保健施設
 - (１１) 指定介護療養型医療施設
 - (１２) 介護医療院
- ５ 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。
- ６ 当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第３項本文及び前項本文の規定にか

かわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。

- 7 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。

第55条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第56条第2項ただし書中「随時訪問サービスについては」を「指定夜間対応型訪問介護事業所が、適切に指定夜間対応型訪問介護を利用者に提供する体制を構築しており」に、「との連携」を「又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（以下この項において「指定訪問介護事業所等」という。）との密接な連携」に、「当該他の指定訪問介護事業所の訪問介護員等」を「町長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、指定夜間対応型訪問介護の事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業所等の従業者」に改め、同条第3項を次のように改める。

- 3 前項本文の規定にかかわらず、オペレーションセンターサービスについては、町長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、複数の指定夜間対応型訪問介護事業所との間の契約に基づき、当該複数の指定夜間対応型訪問介護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。

第56条に次の1項を加える。

- 5 指定夜間対応型訪問介護事業者は、適切な指定夜間対応型訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより夜間対応型訪問介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第57条に次の1項を加える。

- 2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定夜間対応型訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても、指定夜間対応型訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

第58条第2項中「2年間」を「5年間」に改める。

第59条中「第33条から」を「第32条の2から」に、「第40条及び第41条」を「及び第40条から第41条まで」に改め、「第9条第1項」の次に「中「第31条に規定する運営規程」とあるのは、「第55条に規定する重要事項に関する規程（第34条第1項において同じ。）」と、同項」を加え、「第33条及び第14条」を「第32条の2第2項、第33条第1項並びに第3項第1号及び第3号、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号」に、「第34条」を「第14条」に改める。

第59条の3第1項第3号中「法第8条の2第7項の」を「法第8条の2第7項に規定する」に改め、同条第7項中「第1項第1号」を「第1項」に改め、同条第8項中「第1項第3号の」を「第1項第3号に規定する」に、「町長」を「町」に改める。

第59条の5第5項中「第59条の3第1項第3号の」を「第59条の3第1項第3号に規定する」に改める。

第59条の7第4項中「別に」を「指定地域密着型サービス基準第24条第4項に規定する」に改め、同条第5項中「第3項に規定する」を「第3項の」に、「利用者又はその家族に対し」を「、利用者又はその家族に対し、」に改める。

第59条の9第1項中「掲げる」の次に「ところによる」を加え、同項第1号中「踏まえ、」の次に「妥当」を加え、同項第2号中「一人一人」を「1人1人」に改め、同項第3号中「利用者」を「、利用者」に改め、同項第4号中「サービス」を「、サービス」に改め、同項第6号中「認知症（」を「、認知症（」に改める。

第59条の10第1項中「（以下「地域密着型通所介護計画」という。）」を削り、同条第5項中「地域密着型通所介護計画」を「、地域密着型通所介護計画」に、「行わなければならない」を「行う」に改める。

第59条の12中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第59条の13第3項に後段として次のように加える。

その際、指定地域密着型通所介護事業者は、全ての地域密着型通所介護従業

者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第59条の13に次の1項を加える。

- 4 指定地域密着型通所介護事業者は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第59条の15に次の2項を加える。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。
- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、第1項の規定により非常災害に係る対策を講ずるに当たっては、地域の特性等を考慮して、地震災害、津波災害、風水害その他の自然災害に係る対策を含むものとしなければならない。

第59条の16第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければならない」を「次に掲げる措置を講じなければならない」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、地域密着型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定地域密着型通所介護事業所において、地域密着型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第59条の17第1項中「町の職員又は」の次に「当該」を加え、「法第115条の46第1項の」を「法第115条の46第1項に規定する」に改め、「協議会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する」を「前項の」に改め、同条第3項中「地域住民との連携、協力」を「地

域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力」に改め、同条第5項中「指定地域密着型通所介護の」を「、指定地域密着型通所介護の」に改める。

第59条の20中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条まで」の次に「、第40条の2」を加え、「第31条の運営規程」を「第31条に規定する運営規程」に、「第59条の12の重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と、第34条を「第59条の12に規定する重要事項に関する規程（第34条第1項において同じ。）」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号」に改める。

第59条の20の3中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条まで」の次に「、第40条の2」を加え、「運営規程（第59条の12に規定する運営規程をいう。第34条において同じ）」を「第59条の12の重要事項に関する規程（第34条第1項において同じ）」に、「第34条中」を「第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」に、「第59条の9第4号及び第59条の10第5項中「地域密着型通所介護従業者」とあり、並びに第59条の13第3項中「指定地域密着型通所介護従業者」」を「第59条の9第4号、第59条の10第5項、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」」に改める。

第59条の21中「サービス」を「、サービス」に、「第59条の31第1項の」を「第59条の31に規定する」に改める。

第59条の22第2項中「が利用する」を「の利用している」に、「第88条第1項の」を「第88条第1項に規定する」に改める。

第59条の27第1項中「利用申込者又はその家族に対し第59条の34に規定する運営規程」を「、利用申込者又はその家族に対し、第59条の34に規定する重要事項に関する規程」に、「第59条の35第1項の」を「第59条の35第1項に規定する」に改める。

第59条の28第1項中「利用者の」を「、利用者の」に改め、同条第2項中「利用者の体調」を「体調」に、「利用者の主治の医師」を「特に利用者の主治の医師」に改める。

第59条の29第2項中「主治の医師」を「、主治の医師」に改め、同条第3項中「居宅サービス計画」を「、居宅サービス計画」に改める。

第59条の30第1項中「掲げる」の次に「ところによる」を加え、同項第1号中「次条第1項の」を「次条第1項に規定する」に改め、同項第2号中「サービス」を「、サービス」に改め、同項第4号中「及び当該利用者」を「や当該利用者」に、「、手順等」を「及び手順等」に改める。

第59条の31第1項中「（以下「療養通所介護計画」という。）」を削り、同条第6項中「療養通所介護計画」を「、療養通所介護計画」に改める。

第59条の32第1項中「以下この条」を「以下この節」に改め、同条第2項中「利用者及びその家族に」を「、利用者及びその家族に」に改め、同条第4項中「利用者の様態」を「、利用者の様態」に改める。

第59条の34中「次に」を「、次に」に改め、第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第59条の35第1項中「緊急時対応医療機関」を「、緊急時対応医療機関」に改め、同条第2項中「前項の」を削り、「又は隣接し」を「、又は隣接し、」に改める。

第59条の36第1項中「安全・サービス提供管理委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同条第2項中「安全管理」を「、安全管理」に改める。

第59条の38中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条まで」の次に「、第40条の2」を加え、「第34条中」を「第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」に、「第59条の13第3項中」を「第34条第1項中「運営規程」とあるのは「第59条の34に規定する重要事項に関する規程」と、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中」に改める。

第61条第4項中「前各項」を「前3項」に改める。

第62条第2項中「別に」を「指定地域密着型サービス基準第43条第2項に規定する」に改める。

第63条第2項第2号中「遮へい物」を「遮蔽物」に改める。

第64条第1項中「第70条第1項」を「第71条第1項」に改め、「又は施設」の次に「（第66条第1項において「本体事業所等」という。）」を加え、「第64条」を「第71条」に改める。

第65条第2項中「法第8条第25項の」を「法第8条第25項に規定する」に改め、「第82条第7項」の次に「、第110条第9項」を加える。

第66条第1項に後段として次のように加える。

なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

第66条第2項中「第62条第2項」を「指定地域密着型サービス基準第43条第2項」に改める。

第73条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第79条第2項中「2年間」を「5年間」に改める。

第80条中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条まで」の次に「、第40条の2」を加え、「重要事項に関する規程」と、「」を「重要事項に関する規程（第34条第1項において同じ。）」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中に、「とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」」を「とあり、並びに第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」」に改める。

第82条第1項中「サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所及び第191条第8

項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者」に改め、同条第6項の表中「又は指定介護療養型医療施設」を「、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設」に、「指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を「指定地域密着型通所介護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所」に改め、同条第7項中「以下「本体事業所」」を「以下この章において「本体事業所」」に改め、同条第11項中「別に」を「指定地域密着型サービス基準第63条第11項に規定する」に改め、同条第12項中「別に厚生労働大臣が定める」を削り、「第96条」を「第96条第1項」に改める。

第83条第3項中「第192条第2項」を「第193条」に、「第111条第2項」を「第111条第3項」に改め、「、第192条第2項」を削り、「別に」を「指定地域密着型サービス基準第64条第3項に規定する」に改める。

第84条中「別に」を「指定地域密着型サービス基準第65条に規定する」に改める。

第85条第1項中「第47条第1項」を「第44条第1項」に改める。

第87条中「行う会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第90条第4項中「別に」を「指定地域密着型サービス基準第71条第4項に規定する」に改める。

第92条第1項第6号中「前項」を「前号」に改める。

第93条第2項中「第13条各号」を「第16条各号」に改める。

第96条第3項中「行わなくてはならない」を「行わなければならない」に改める。

第100条中「次に」を「、次に」に改め、第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第101条に次の1項を加える。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると町が認めた場合は、指定小規模多機能型居宅介護事業者は、町が認めた日から介護保険事業計画（法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画であって、町が定めるものをいう。以下この項において同じ。）の終期まで（町が次期の介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次期の介護保険事業計画の終期まで）に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

第103条第1項中「おかねば」を「おかなければ」に改める。

第107条第2項中「2年間」を「5年間」に改める。

第108条中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「、第41条」を「から第41条まで」に、「重要事項に関する規程」と、「」を「重要事項に関する規程（第34条第1項において同じ。）」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」に改め、「第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、」を削り、「第59条の13第3項」を「第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号」に改める。

第110条第1項中「第70条第1項」を「第71条第1項」に、「第69条」を「第70条」に、「（宿直勤務を除く。）をいう」を「（宿直勤務を除く。）をいう。以下この項において同じ」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合であり、かつ、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

第110条第5項中「共同生活住居」を「指定認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条第6項中「別に」を「指定地域密着型サービス基準第90条第6項に規定する」に改め、同条第10項中「第70条第1項」を「第71条第1項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項を同条第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、指定地域密着型サービス基準第90条第6項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。

第111条第2項中「別に」を「指定地域密着型サービス基準第91条第3項に規定する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第112条中「別に」を「指定地域密着型サービス基準第92条に規定する」に改める。

第113条第1項中「1又は2」を「1以上3以下（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2）」に改め、同項ただし書を削る。

第117条第7項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同条第8項中「外部の者による」を「次に掲げるいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 外部の者による評価

- (2) 第128条において準用する第59条の17第1項に規定する運営推進会議における評価

第118条第1項中「第110条第7項」を「第110条第5項」に改める。

第121条中「指定地域密着型サービス」の次に「（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。）」を加える。

第122条第2号中「職務内容」を「職務の内容」に改め、同条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第123条第2項中「介護従事者」を「従事者」に改め、同条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第123条に次の1項を加える。

- 4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第127条第2項中「2年間」を「5年間」に改める。

第128条中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「、第41条」を「から第41条まで」に、「重要事項に関する規程」と、「」を「重要事項に関する規程（第34条第1項において同じ。）」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」に改め、「第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、」を削り、「第6章第4節」との次に「、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を加える。

第129条第1項中「法第8条第20項」を「法第8条第21項」に改める。

第138条第6項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第139条第3項中「、利用者に」を「及び利用者に」に改め、同条第6項中「サービス計画作成」を「サービス計画の作成」に改める。

第145条第2号中「職務内容」を「職務の内容」に改め、同条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第146条第4項に後段として次のように加える。

その際、指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、全ての地域密着型特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第146条に次の1項を加える。

5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第148条第2項中「2年間」を「5年間」に改める。

第149条中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「、第41条」を「から第41条まで」に、「第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と」を「第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第34条第1項中「運営規程」とあるのは「第145条に規定する重要事項に関する規程」と」に改め、「第7章第4節」との次に「、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」

と」を、「「2月」と」の次に「、第99条中「小規模多機能型居宅介護従事者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と」を加える。

第151条第1項に次のただし書きを加える。

ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

第151条第1項第4号中「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改め、同条第3項ただし書を次のように改める。

ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第151条第8項中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第1号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士」に改め、同項第2号から第4号までの規定中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同条第13項中「当該指定地域密着型介護老人福祉施設的生活相談員、栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同条第16項中「指定地域密着型介護予防サービス基準第44条」を「指定地域密着型介護予防サービス条例第44条」に、「人員に関する条例」を「人員に関する基準」に改め、同条第17項を次のように改める。

17 第1項第1号の医師及び同項第6号の介護支援専門員の数、サテライト型居住施設の本体施設である指定地域密着型介護老人福祉施設であって、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあつては、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。この場合において、介護支援専門員数は、同号の規定にかかわらず、1以上（入所者の数が100又はその端数を増すごとに1を基準とする。）とする。

第152条第1項第2号イ中「一人」を「1人」に改める。

第156条第3項第3号中「厚生労働大臣」を「指定地域密着型サービス基準第136条第3項第3号に規定する厚生労働大臣」に改め、同項第4号中「厚生労働大臣」を「指定地域密着型サービス基準第136条第3項第4号に規定する厚生労働大臣」に改め、同条第4項中「別に」を「指定地域密着型サービス基準第136条第4項に規定する」に改める。

第157条第6項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第158条第6項中「行う会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第163条の次に次の2条を加える。

（栄養管理）

第163条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

（口腔衛生の管理）

第163条の3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第168条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第169条第3項に後段として次のように加える。

その際、指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第169条に次の1項を加える。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第171条第2項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項第3号中「研修」の次に「並び

に感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加え、同項第4号中「別に」を「指定地域密着型サービス基準第151条第2項第4号に規定する」に改める。

第175条第1項中「次の各号に定める」を「次に掲げる」に改め、同項第3号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第176条第2項中「2年間」を「5年間」に改める。

第177条中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条」の次に「、第40条の2」を加え、「重要事項に関する規程」と、「」を「重要事項に関する規程（第34条第1項において同じ。）」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」に改め、「、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と」を削る。

第178条中「、第3節及び前節」を「及び前2節」に改める。

第180条第1項第1号ア(イ)中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同号ア(ウ)を次のように改める。

(ウ) 一の居室の床面積は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

第181条第3項第3号中「厚生労働大臣」を「指定地域密着型サービス基準第161条第3項第3号に規定する厚生労働大臣」に改め、同項第4号中「厚生労働大臣」を「指定地域密着型サービス基準第161条第3項第4号に規定する厚生労働大臣」に改め、同条第4項中「別に」を「指定地域密着型サービス基準第161条第4項に規定する」に改める。

第182条第8項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第186条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第187条第4項に後段として次のように加える。

その際、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第187条に次の1項を加える。

- 5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第189条中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条」の次に「、第40条の2」を加え、「重要事項に関する規程」と、「」を「重要事項に関する規程（第34条第1項において同じ。）」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」に改め、「、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と」を削り、「第4号及び第5号」を「第4号、第5号及び第7号」に改める。

第191条第1項中「指定看護小規模多機能型居宅介護（」の次に「第82条第7項に規定する」を加え、「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所及び指定地域密着型介護予防サービス条例第44条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（第6項において「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」という。）の登録者、第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者並びに同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所、当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所及び当該本体事業所に係る第82条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第6項中「指定看

護小規模多機能型居宅介護（」の次に「第８２条第７項に規定する」を加え、「宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護」の次に「及び第８項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護」を加え、同条第１０項中「第３条の４第１２項」を「第６条第１２項」に、「同条第１項第４号イ」を「同条第１項第４号ア」に、「当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」を「当該指定複合型サービス事業者」に改め、同項を同条第１４項とし、同条第９項中「別に」を「指定地域密着型サービス基準第１７１条第１２項に規定する」に改め、同項を同条第１２項とし、同項の次に次の１項を加える。

１３ 第１１項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の研修を修了している者（第１９９条において「研修修了者」という。）を置くことができる。

第１９１条第８項中「前項」を「第７項」に改め、同項を同条第１１項とし、同条第７項の次に次の３項を加える。

８ 第１項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応し、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にある指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であつて、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について３年以上の経験を有する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であつて、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営され、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にあるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、２人以上とすることができる。

９ 第１項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤

務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

- 10 第4項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、看護職員の員数は常勤換算方法で1以上とする。

第192条第2項中「前項」を「第1項」に改め、「（指定複合型サービスの事業を行う事業所をいう。以下同じ。）」を削り、「別に」を「指定地域密着型サービス基準第172条第3項に規定する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができる。

第193条中「指定複合型サービス事業所」の次に「（指定複合型サービスの事業を行う事業所をいう。）」を加え、「別に」を「指定地域密着型サービス基準第173条に規定する」に改める。

第194条第1項中「29人」の次に「（サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人）」を加え、同条第2項第1号中「利用定員」の次に「、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては12人」を加え、同項第2号中「9人」の次に「（サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、6人）」を加える。

第195条第2項第2号ウ中「ア及びイ」の次に「の基準」を加え、同号に次のように加える。

オ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が診療所である場合であつて、当該指定看護小規模多機能型居宅介護の利用者へのサービスの提供に支障がない場合には、当該診療所が有する病床については、宿泊室を兼用することができる。

第197条第9号中「第199条第4項」を「第199条第1項」に改める。

第199条第1項中「介護支援専門員」に次に「（第191条第13項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定看護小規模多機能型

居宅介護事業所にあつては、研修修了者。以下この条において同じ。）」を加え、同条第4項中「行わなくてはならない」を「行わなければならない」に改め、同条第8項中「第7項」を「第6項」に改める。

第201条第2項中「2年間」を「5年間」に改め、同項第5号中「第10項」を「第9項」に改める。

第202条中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「、第41条」を「から第41条まで」に、「重要事項に関する規程」と、「」を「重要事項に関する規程（第34条第1項において同じ。）」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」に改め、「、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と」を削り、「第59条の13第3項」の次に「及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号」を加える。

本則に次の1章を加える。

第11章 雑則

（電磁的記録等）

第204条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第12条第1項（第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。）、第115条第1項、第136条第1項及び第155条第1項（第189条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下この項において「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の

知覚によって認識することができない方法をいう。) によることができる。

(洞爺湖町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部改正)

第2条 洞爺湖町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例(平成25年洞爺湖町条例第10号)の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 委任(第91条)」を
「 第5章 委任(第91条) 第6章 雑則(第92条) 」に改める。

第3条に次の2項を加える。

- 4 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 5 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第5条第1項中「に併設されていない事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)」を「をいう。以下この項において同じ。)に併設されていない事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。」に、「併設されている事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ」を「併設されている事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう」に改め、同条第4項中「前各項」を「前3項」に、「洞爺湖町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」を「洞爺湖町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」に、「第7条第2項第1号イ」を「第7条第2項第1号ア」に改める。

第6条第2項中「別に」を「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための

効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第6条第2項に規定する」に改める。

第7条第2項第2号中「遮へい物」を「遮蔽物」に改める。

第8条第1項中「次条」を「次条第1項」に改め、「又は施設」の次に「（第10条第1項において「本体事業所等」という。）」を加える。

第9条第2項中「第44条第6項」の次に「及び第71条第9項」を加える。

第10条第1項に後段として次のように加える。

なお、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

第10条第2項中「第6条第2項」を「指定地域密着型介護予防サービス基準第6条第2項」に改める。

第16条中「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「指定介護予防支援等基準」という。）第30条第9号」を「洞爺湖町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成27年洞爺湖町条例第3号。以下「指定介護予防支援等条例」という。）第32条第9号」に改める。

第18条中「市町村」を「町」に改める。

第19条中「当該計画」を「当該介護予防サービス計画」に改める。

第22条第4項中「別に」を「指定地域密着型介護予防サービス基準第22条第4項に規定する」に改める。

第27条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第28条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、全ての介護予防認知症対応型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第28条に次の1項を加える。

- 4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防認知症対応型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第28条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第28条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第30条に次の2項を加える。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。
- 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、第1項の規定により非常災害に係る対策を講ずるに当たっては、地域の特性等を考慮して、地震災害、津波災害、風水害その他の自然災害に係る対策を含むものとしなければならない。

第31条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければならない」を「、次に掲げる措置を講じなければならない」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第32条に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第37条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

- 第37条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第39条第1項中「法第115条の46第1項の」を「法第115条の46第1項に規定する」に改め、「協議会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この項及び第49条において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装

置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する報告」を「前項の報告」に改める。

第42条第3号中「当該計画」を「当該介護予防サービス計画」に、同条第7号中「一人一人」を「1人1人」に改める。

第44条第6項の表中「又は指定介護療養型医療施設」を「、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設」に、「（指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）、指定認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第71条第1項に規定する指定認知症対応型通所介護事業所をいう。）、指定介護老人福祉施設（法第48条第1項第1号に規定する指定介護老人福祉施設をいう。）又は介護老人保健施設」を「、指定地域密着型通所介護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所」に改め、同条第7項中「（以下）」の次に「この章において」を加え、同条第10項中「当該介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第11項中「別に」を「指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第11項に規定する」に改め、同条第12項中「別に厚生労働大臣が定める」削り、「第67条」を「第67条第3号」に改める。

第45条第1項中「同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」の次に「（指定地域密着型サービス条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。）」を加え、「指定地域密着型サービス条例第6条第1項」を「同項」に、「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。以下同じ」を「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう」に、「指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。以下同じ」を「指定夜間対応型訪問介護事業者をいう」に、「指定訪問介護事業者をいう。以下同じ」を「指定訪問介護事業者をいう」に、「指定訪問看護事業者をいう。以下同じ」を「指定訪問看護事業者をいう」に改め、同条第3項中「第192条第2項」を「第193条」に、「第72条第2項」を「第72条第3項」に、「別に」を「指定地域密着型介護予防サービス基準第45条第3項に規定する」に改める。

第46条中「別に」を「指定地域密着型介護予防サービス基準第46条に規定する」に改める。

第47条第1項中「第85条第1項」を「第82条第1項」に改める。

第49条中「行う会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第52条第4項中「別に」を「指定地域密着型介護予防サービス基準第52条第4項に規定する」に改める。

第57条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第58条に次の1項を加える。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定介護予防小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると町が認めた場合は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、町が認めた日から介護保険事業計画（法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画であって、町が定めるものをいう。以下この項において同じ。）の終期まで（町が次期の介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次期の介護保険事業計画の終期まで）に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

第59条に次の1項を加える。

- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、第1項の規定により非常災害に係る対策を講ずるに当たっては、地域の特性等を考慮して、地震災害、津波災害、風水害その他の自然災害に係る対策を含むものとしなければならない。

第60条第1項中「おかねば」を「おかなければ」に改める。

第65条中「第31条から第36条まで及び第37条（第4項を除く。）から第39条まで」を「第28条の2及び第31条から第39条まで（第37条第4項を除く。）」に、「重要事項に関する規程」と、「」を「重要事項に関する規程（第32条第1項において同じ。）」と、同項、第28条第3項及び第4項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項並びに第

37条の2第1号及び第3号中」に改め、「、第28条第3項及び第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と」を削る。

第67条第2号中「指定介護予防支援等基準第30条各号」を「指定介護予防支援等条例第32条各号」に、「具体的取組方針」を「具体的取扱方針」に、「指定介護予防支援等基準第31条各号」を「指定介護予防支援等条例第33条各号」に改め、同条第3号中「作成するとともに」を「作成するとともに」に、「行わなくてはならない」を「行わなければならない」に改める。

第71条第1項中「一以上」を「1以上」に、「（宿直勤務を除く。）をいう。）」を「（宿直勤務を除く。）をいう。以下この項において同じ。）」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合であり、かつ、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

第71条第4項中「前各項」を「前3項」に、「当該小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第5項中「共同生活住居」を「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条第6項中「別に」を「指定地域密着型介護予防サービス基準第70条第6項に規定する」に改め、同条中第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）と

の密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。)については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、指定地域密着型介護予防サービス基準第70条第6項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。

第72条第2項中「別に」を「指定地域密着型介護予防サービス基準第71条第3項に規定する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第73条中「別に」を「指定地域密着型介護予防サービス基準第72条に規定する」に改める。

第74条第1項中「1又は2」を「1以上3以下（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2）」に改め、同項ただし書を削る。

第78条第3項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第79条中「地域密着型介護予防サービス」を「指定地域密着型介護予防サービス（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）」に改める。

第80条第2号中「職務内容」を「職務の内容」に改め、同条中第7号を第8号にし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第81条第2項中「介護従事者」を「従事者」に改め、同条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に

規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。) に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第 8 1 条に次の 1 項を加える。

- 4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第 8 6 条中「第 2 6 条」の次に「、第 2 8 条の 2」を加え、「、第 3 7 条（第 4 項を除く。）、第 3 8 条、第 3 9 条」を「から第 3 9 条まで（第 3 7 条第 4 項及び第 3 9 条第 5 項を除く。）」に、「重要事項に関する規程」と、「」を「重要事項に関する規程（第 3 2 条第 1 項において同じ。）」と、同項、第 2 8 条の 2 第 2 項、第 3 1 条第 2 項第 1 号及び第 3 号、第 3 2 条第 1 項並びに第 3 7 条の 2 第 1 号及び第 3 号中」に改め、「、第 3 2 条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を削る。

第 8 7 条第 2 項中「外部の者による」を「次の各号に掲げるいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 外部の者による評価
- (2) 前条において準用する第 3 9 条第 1 項に規定する運営推進会議における評価

本則に次の 1 章を加える。

第 5 章 雑則

（電磁的記録等）

第 9 2 条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第 1 4 条第 1 項（第 6 5 条及び第 8 6 条において準用する場合を含む。）及び第 7 6 条第 1 項並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られ

る記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

- 2 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下この項において「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（洞爺湖町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正）

第3条 洞爺湖町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成27年洞爺湖町条例第3号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 基準該当介護予防支援に関する基準（第34条）」を
「 第5章 基準該当介護予防支援に関する基準（第34条）
第6章 雑則（第35条）」に改める。

第2条第4項中「介護保険施設」の次に「、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者」を加え、同条に次の2項を加える。

- 5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第6条第1項中「運営規定」を「運営規程」に改める。

第12条中「法第58条第2項」を「同条第1項」に改める。

第17条第1号中「以下同じ。」を削る。

第19条第1項中「として次に掲げる事項」を削り、同項第2号中「職員」を

「従業者」に、「職務内容」を「職務の内容」に改め、同条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第20条第2項中「この限りでない」を「、この限りでない」に改め、同条に次の1項を加える。

4 指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第20条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第20条の2 指定介護予防支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第22条の次に次の1条を加える。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第22条の2 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

- (3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第23条に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第28条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第28条の2 指定介護予防支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第29条中「事業所」を「指定介護予防支援事業所」に改める。

第32条第9号中「行う会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加え、同条第13号中「一月」を「1月」に改め、同条第15号中「当該計画」を「当該介護予防サービス計画」に改め、同条第16号中「第13号」を「第14号」に改め、同条第24号及び第25号中「当該計画」を「当該介護予防サービス計画」に改め、同条第26号中「同条第1項」を「同項」に改める。

第34条中「法第58条第2項」を「同条第1項」に改める。

本則に次の1章を加える。

第6章 雑則

(電磁的記録等)

- 第35条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者並びに基準該当介護予防支援の事業を行う者及び基準該当介護予防支援の提供に当たる者（次項において「指定介護予防支援事業者等」という。）は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第9条（前条において準用する場合を含む。）及び第32条第26号（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。
- 2 指定介護予防支援事業者等は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下この項において「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

(洞爺湖町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

- 第4条 洞爺湖町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例（平成30年洞爺湖町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「本町」を「町」に改め、「介護保険施設」の次に「、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者」を加え、同条中第5項を第7項とし、第4項の次に次の2項を加える。

- 5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第6条第3項第2号中「管理者が」の次に「その管理する指定居宅介護支援事業所と」を加え、「その管理する」を「当該」に改める。

第7条第2項中「できること等」を「できること、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。）によって提供されたものが占める割合等」に改める。

第9条中「当該事業所」を「当該指定居宅介護支援事業所」に改める。

第13条第1項中「法第46条第2項」を「同条第1項」に改める。

第15条第1項中「要介護状態」を「利用者の要介護状態」に改める。

第16条第2号中「サービス」を「、サービス」に改め、同条第4号中「対象サービス」の次に「（法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスをいう。以下同じ。）」を加え、同条第9号中「行方会議」の次に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加え、同条第20号中「居宅サービス計画に厚生労働大臣」を「居宅サービス計画に指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。次号において「指定居宅介護支援等基準」という。）第13条第18号の2に規定する厚生労働大臣」に、「厚生労働大臣が定めるもの」を「同号に規定する厚生労働大臣が定めるもの」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(20)の2 介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費（以下この号において「サービス費」という。）の総額が法第43条第2項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準

額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が指定居宅介護支援等基準第13条第18号の3に規定する厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であつて、かつ、市町村からの求めがあつた場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならない。

第16条第25号中「当該計画」を「当該居宅サービス計画」に、「サービス担当者会議」を「サービス担当者会議」に改め、同条第26条中「当該計画」を「当該居宅サービス計画」に改め、同条第27号中「同条第1項」を「同項」に改める。

第19条中「次のいずれか」を「次の各号のいずれか」に改める。

第21条中「として次に掲げる事項」を削り、同条第2号中「職員」を「従業者」に、「職務内容」を「職務の内容」に改め、同条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第22条第2項中「この限りではない」を「、この限りではない」に改め、同条に次の1項を加える。

4 指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第22条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第22条の2 指定居宅介護支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第24条の次に次の1条を加える。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第24条の2 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第25条に次の1項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第28条（見出しを含む。）中「居宅サービス事業者等」を「指定居宅サービス事業者等」に改める。

第30条第1項中「速やかに」を「、速やかに」に改める。

第30条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第30条の2 指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止

のための研修を定期的に実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第33条中「法第46条第2項」を「同条第1項」に改める。

第34条の次に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第35条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者並びに基準該当居宅介護支援の事業を行う者及び基準該当居宅介護支援の提供に当たる者(次項において「指定居宅介護支援事業者等」という。)は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第10条(前条において準用する場合を含む。)及び第16条第27号(前条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定居宅介護支援事業者等は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下この項において「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年10月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和6年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の洞爺湖町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例(以下「新条例」という。)第3条第4項及び第40条の2(新条例第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。)、第2条の規定による改正後の洞

爺湖町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（以下「新地域密着型介護予防サービス条例」という。）第3条第4項及び第37条の2（新地域密着型介護予防サービス条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。）、第3条の規定による改正後の洞爺湖町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新指定介護予防支援等条例」という。）第2条第5項及び第28条の2（これらの規定を新指定介護予防支援等条例第34条において準用する場合を含む。）並びに第4条の規定による改正後の洞爺湖町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例（以下「新指定居宅介護支援等条例」という。）第4条第5項及び第30条の2（これらの規定を新指定居宅介護支援等条例第33条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とし、新条例第31条、第55条、第59条の12（新条例第59条の20の3において準用する場合を含む。）、第59条の34、第73条、第100条（新条例第202条において準用する場合を含む。）、第122条、第145条、第168条及び第186条、新地域密着型介護予防サービス条例第27条、第57条及び第80条、新指定介護予防支援等条例第19条（新指定介護予防支援等条例第34条において準用する場合を含む。）並びに新指定居宅介護支援等条例第21条（新指定居宅介護支援等条例第33条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第32条の2（新条例第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。）、新地域密着型介護予防サービス条例第28条の2（新地域密着型介護予防サービス条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。）、新指定介護予防支援等条例第20条の2（新指定介護予防支援等条例第34条において準用する場合を含む。）及び新指定居宅介護支援等条例第22条の2（新指定居宅介護支援等条例第33条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。（指定定期巡回・随時対応

型訪問介護看護事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第33条第3項（新条例第59条において準用する場合を含む。）及び第59条の16第2項（新条例第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条及び第202条において準用する場合を含む。）、新地域密着型介護予防サービス条例第31条第2項（新地域密着型介護予防サービス条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。）、新指定介護予防支援等条例第22条の2（新指定介護予防支援等条例第34条において準用する場合を含む。）並びに新指定居宅介護支援等条例第24条の2（新指定居宅介護支援等条例第33条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

議案第15号

洞爺湖町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正について

洞爺湖町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年9月10日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

洞爺湖町国民健康保険条例の一部を改正する条例

洞爺湖町国民健康保険条例（平成18年洞爺湖町条例第105号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「40万4千円」を「40万8千円」に改める。

第5条第2項中「健康保険法」の次に「、船員保険法」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日前に出産した被保険者に係る国民健康保険条例第4条第1項の規定による出産育児一時金の額は、なお従前の例による。

議案第16号

洞爺湖町農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の定数条例の一部改正
について

洞爺湖町農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の定数条例の一部を改正
する条例を次のように定める。

令和3年9月10日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

洞爺湖町農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の定数条例（平成27年洞
爺湖町条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条中「14人」を「10人」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 17 号

西いぶり広域連合規約の一部変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 1 項の規定により、西いぶり広域連合規約の一部を次のとおり変更することについて、同法第 291 条の 11 の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 9 月 10 日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

西いぶり広域連合規約の一部を変更する規約

西いぶり広域連合規約（平成 12 年規約第 1 号）の一部を次のように変更する。

別表施設建設・整備費及び地方債償還金の部中「旧 7 市町村均等割」を「均等割（登別市を除く。）」に改め、同表備考 5 を次のように改める。

- 5 計画ごみ処理量割については、西いぶり広域連合新中間処理施設整備基本計画（平成 31 年 3 月策定）における新中間処理施設供用開始年度のごみ処理量を基礎として、市町協議会において同意された割合とする。

別表中備考 6 を削り、備考 7 を備考 6 とし、備考 8 から備考 11 までを 1 備考ずつ繰り上げる。

附 則

この規約は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

議案第18号

洞爺湖町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について

当町における過疎地域持続的発展市町村計画（令和3年度～令和7年度）を別冊のとおり策定したいので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和3年9月10日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

議案第 19 号

工事請負契約の締結について

次のとおり契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 18 年洞爺湖町条例第 39 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 9 月 10 日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

- 1 工 事 名 洞爺湖温泉大通り線舗装工事
- 2 工 事 場 所 洞爺湖町洞爺湖温泉地内
- 3 契 約 の 方 法 指名競争入札
- 4 契 約 金 額 金 59,510,000 円
- 5 工 期 契約の日から令和 3 年 12 月 20 日まで
- 6 契約の相手方 虻田郡豊浦町字浜町 72 番地 4
道路工業株式会社 日胆営業所
所長 田 屋 稔

議案第20号

令和3年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第3号）

令和3年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ66,573千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,563,202千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和3年9月10日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11. 地方交付税		3,250,000	224,142	3,474,142
	1. 地方交付税	3,250,000	224,142	3,474,142
15. 国庫支出金		662,157	36,450	698,607
	1. 国庫負担金	295,996	14,281	310,277
	2. 国庫補助金	356,184	22,169	378,353
16. 道支出金		404,628	8,238	412,866
	2. 道補助金	199,321	8,079	207,400
	3. 委託金	13,945	159	14,104
19. 繰入金		549,248	△ 192,700	356,548
	1. 繰入金	549,248	△ 192,700	356,548
21. 諸収入		72,925	113	73,038
	5. 雑収入	54,886	113	54,999
22. 町債		666,600	△ 9,670	656,930
	1. 町債	666,600	△ 9,670	656,930
歳入合計		7,496,629	66,573	7,563,202

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 総 務 費		795,018	2,733	797,751
	1. 総 務 管 理 費	760,485	2,733	763,218
3. 民 生 費		1,538,346	1,621	1,539,967
	1. 社 会 福 祉 費	1,008,215	1,499	1,009,714
	5. 保 育 所 費	135,290	122	135,412
4. 衛 生 費		438,645	15,065	453,710
	1. 保 健 衛 生 費	151,898	15,065	166,963
6. 農 林 水 産 業 費		210,005	9,071	219,076
	1. 農 業 費	159,368	9,071	168,439
7. 商 工 費		318,033	3,135	321,168
	1. 商 工 費	66,818	488	67,306
	2. 観 光 費	251,215	2,647	253,862
8. 土 木 費		1,249,471	11,462	1,260,933
	2. 道 路 橋 梁 費	419,354	19,462	438,816
	5. 都 市 計 画 費	383,978	△ 8,000	375,978
10. 教 育 費		410,173	198	410,371
	4. 社 会 教 育 費	95,957	198	96,155
13. 予 備 費		69,113	112	69,225
	1. 予 備 費	69,113	112	69,225
14. 新型コロナウイルス感 染 症 対 策 費		77,069	23,176	100,245
	1. 新型コロナウイルス感 染 症 対 策 費	77,069	23,176	100,245
歳 出 合 計		7,496,629	66,573	7,563,202

第2表 地方債補正

1. 変更

(単位：千円)

起債の 目 的	変 更 前				変 更 後			
	限度額	起債の 方 法	利率	償還の 方 法	限度額	起債の 方 法	利率	償還の 方 法
道路環境等 整 備 事 業	196,500	普通貸借 又 は 証券発行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借入 れる資金に ついて、利 率見直しを 行った後に おいては、 当該見直し 後の利率)	政府資金又 はその他資 金とし、その 融資条件に よる。 ただし、町財 政の都合に より措置期 間及び償還 期限を短縮 し、もしくは 繰上償還又 は低利に借 換えること ができる。	206,900	同左	同左	同左
橋梁長寿命 化 事 業	24,300	同上	同上	同上	31,800	同上	同上	同上
臨 時 財 政 対 策 債	200,000	同上	同上	同上	172,430	同上	同上	同上

議案第 21 号

令和 3 年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 3 年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2,300 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 953,388 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 9 月 10 日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

[illegible]

(単位：千円)

-78-

議案第 22 号

令和 3 年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

令和 3 年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 113 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,238,037 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 9 月 10 日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

[illegible]

(単位：千円)

-81-

議案第 23 号

令和 3 年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 3 年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5, 400 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 138, 215 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 3 年 9 月 10 日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

[illegible]

第2表 地方債補正

1. 変更

(単位：千円)

起債の 目 的	変 更 前				変 更 後			
	限度額	起債の 方 法	利率	償還の 方 法	限度額	起債の 方 法	利率	償還の 方 法
簡 易 水 道 業 事	43,500	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借入 れる資金に ついて、利 率見直しを 行った後に おいては、 当該見直し 後の利率)	政府資金又 はその他資 金とし、その 融資条件に よる。 ただし、町財 政の都合に より措置期 間及び償還 期限を短縮 し、もしくは 繰上償還又 は低利に借 換えること ができる。	48,900	同左	同左	同左

認定第1号

令和2年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和2年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付して議会の認定に付する。

令和3年9月10日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

認定第2号

令和2年度虻田郡洞爺湖町一般会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度虻田郡洞爺湖町一般会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付して議会の認定に付する。

令和3年9月10日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

認定第3号

令和2年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付して議会の認定に付する。

令和3年9月10日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

認定第4号

令和2年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付して議会の認定に付する。

令和3年9月10日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

認定第5号

令和2年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付して議会の認定に付する。

令和3年9月10日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

認定第6号

令和2年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付して議会の認定に付する。

令和3年9月10日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

認定第7号

令和2年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付して議会の認定に付する。

令和3年9月10日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春